

# 令和6年度 福島県毒物劇物取扱者試験要項

## 1 試験日時及び会場

期 日	令和6年9月4日（水）
時 間	午後1時30分～午後3時30分（開場は午後0時30分から）
試験会場	ビッグパレットふくしま 多目的展示ホール （福島県郡山市南二丁目52番地）

※出願人数等によって、試験会場を追加又は変更する場合がある。  
 ※試験会場は、受験票に記載してお知らせする。  
 ※受験票に記載された試験会場の変更には一切応じない。

## 2 試験方法及び内容

試験方法	筆記試験（マークシート方式）
試験科目	（1）毒物及び劇物に関する法規 （2）基礎化学 （3）毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法 （4）毒物及び劇物の識別及び取扱方法

## 3 試験要項及び受験願書の配布方法等

配布方法	試験要項及び受験願書は、福島県保健福祉部薬務課のホームページからダウンロードすること。 <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045f/yakumukatoppu.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045f/yakumukatoppu.html</a> ※受験願書については、拡大・縮小を行わず、A4サイズの白紙に印刷すること。 ※ダウンロードできない場合は、下記の保健所窓口で直接受け取ることができる。 ※郵送での配布請求には一切応じない。
配布期間	令和6年5月14日（火）から令和6年6月11日（火）まで ※窓口においては、午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで（土日祝日を除く）

保健所窓口一覧	所在地	電話番号	管轄区域
県北保健所 医療薬事課	〒960-8012 福島市御山町8番30号	024-534-4103	二本松市、伊達市、本宮市、 伊達郡、安達郡
県中保健所 医療薬事課	〒962-0834 須賀川市旭町153-1	0248-75-7817	須賀川市、田村市、岩瀬郡、 石川郡、田村郡
県南保健所 医療薬事課	〒961-0074 白河市郭内127番地	0248-22-5479	白河市、西白河郡、東白川郡
会津保健所 医療薬事課	〒965-0807 会津若松市城東町5-12	0242-29-5512	会津若松市、喜多方市、耶麻 郡、河沼郡、大沼郡
南会津保健所 医療薬事課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字天 道沢甲2542-2	0241-63-0306	南会津郡
相双保健所 医療薬事課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1330	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡
福島市保健所 保健総務課 医事薬事係	〒960-8002 福島市森合町10番1号	024-597-6221	福島市
郡山市保健所 総務課 医事薬事係	〒963-8024 郡山市朝日二丁目15-1	024-924-2120	郡山市
いわき市保健所 総務課 医事薬事係	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木 田191番地	0246-27-8590	いわき市

## 4 受験願書の提出方法等

提出先・提出方法	<p>[県内居住者] お住まいを管轄する保健所へ持参してください。 持参できない場合は、簡易書留又はレターパックプラスで郵送してください。</p> <p>[県外居住者] 福島県保健福祉部薬務課へ簡易書留又はレターパックプラスで郵送してください。(〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 福島県保健福祉部薬務課宛)</p> <p>※郵送の場合は、封筒の表に、朱書きで「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と記載すること。また、封筒表面の下部又は裏面に、<b>差出人の住所、氏名、電話番号を明記</b>すること。 ※郵送した受験願書に不備があった場合は、受理せず返送するので、不備がないか事前によく確認してから郵送すること。 ※簡易書留又はレターパックプラス以外で郵送した場合、受験は保証できない。</p>
受付期間	令和6年5月14日(火) から令和6年6月11日(火) 午後5時まで (郵送の場合は6月11日(火)の消印まで有効)

## 5 提出書類

### (1) 福島県毒物劇物取扱者試験受験願書

令和6年度の受験願書を使用し、記載例を確認して作成すること。

### (2) 受験者の写真

申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景、カラーで、**縦4.5cm、横3.5cm(パスポート申請用写真と同サイズ)**のものとする。

写真のサイズが異なるもの、不鮮明な写真は受理しない。

なお、**写真の裏面に氏名、生年月日を記載してから受験願書に貼付**すること。

### (3) 受験手数料 10,500円(福島県収入証紙)

※手数料は、**福島県収入証紙**で納めること。

※福島県収入証紙の入手方法は「12 よくある質問」を確認すること。

※証紙金額が過不足している場合、収入印紙や他の都道府県の収入証紙が貼付された場合は受理しない。また、郵便為替や現金も受理しない。

※消印はしないこと。

※受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても手数料は返還しない。

### (4) マイナンバーが記載されていない住民票(コピー不可)

※申請前6か月以内に発行されたものを添付すること。

※**マイナンバーが記載されている住民票を添付した場合は受理しない。**

## 6 受験願書提出後に氏名・住所が変更になった場合の手続き

受験票及び合格証の氏名・送付先は、受験願書に記載されたとおりとす。

受験願書の記載住所に変更が生じた場合は、受験者の責任において、郵便局へ転居届を提出する等の対応を行うこと。

## 7 受験票の交付

受験願書を受理した場合は、令和6年8月28日（水）までに到着するように、受験願書に記載した住所宛てに受験票を郵送する。

8月28日（水）を過ぎても受験票が届かない場合は、福島県保健福祉部薬務課に問い合わせること。

### 【受験票未着に関する問合せ先】

福島県保健福祉部薬務課

TEL 024-521-7233

※午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで（土日祝日を除く）

## 8 合格基準

原則として、総得点の6割以上、かつ、各科目（「2 試験方法及び内容」試験科目の（3）及び（4）については、合わせて一つの科目とする。）の得点が4割以上とする。

## 9 合格発表

期日	令和6年10月8日（火）午前10時（予定）
場所	合格者の受験番号を次の場所に掲示する。 （掲示期間は発表日から1か月） ・福島県庁前掲示板 ・福島県保健福祉部薬務課ホームページ ・県内各保健所 ※電話での可否の問い合わせには一切応じない。
合格証	合格者には、合格証を本人に郵送する。 ※合格証の氏名の表記は、JIS第一水準の文字に書き換える場合がある。 ※不合格者には通知しない。

## 10 試験結果の開示（口頭による開示請求）

試験の結果について、受験者本人は口頭による開示請求をすることができる。

口頭による開示を請求する場合は、受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類を持参し、下表のとおり直接請求すること。

開示請求できる人	受験者本人 （本人であることを証明する書類（マイナンバーカード※、運転免許証、パスポート等）を持参すること）※通知カードは不可
開示内容	個人の総得点及び科目別得点
開示受付期間	合格発表の日から1か月間（土日祝日は除く）
開示場所	福島県庁西庁舎 福島県保健福祉部薬務課内
開示時間	午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで

## 11 その他

- (1) 視覚、聴覚、音声機能または言語機能に障がいをもつ者で、受験を希望する者は、受験願書の提出前に、福島県保健福祉部薬務課に申し出ること。申し出のあった者については、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な配慮を講じることがある。  
なお、必要に応じて医師の診断書や身体障害者手帳の写し等の提出を求めることがある。
- (2) 受験申請に当たり、提出書類の虚偽記載や不正等が判明した場合は、受験を無効とする。また、合格後、これらのことが判明した場合は、合格を取り消す。
- (3) 合格発表前は、試験問題や合否についての問い合わせには一切応じない。
- (4) 試験にあたっての注意事項
  - ① 試験に関して不正な行為があった場合には、直ちに受験を中止し、退場を命じることがある。
  - ② 試験問題は、受験者が持ち帰ること。
  - ③ ゴミは各自持ち帰ること。
  - ④ 試験に関する注意事項は、受験票に記載しているので確認すること。
  - ⑤ 必要に応じて写真付き身分証の提示を求める場合がある。
  - ⑥ 試験中に地震等の災害が発生した場合には、係員の指示に従うこと。
  - ⑦ 試験会場では、私語等を慎むこと。
- (5) 受験願書受理後に、天候異常や地震等の災害により試験の中止等を行う場合には、その都度、福島県保健福祉部薬務課のホームページにその旨を掲載する。(受験者への個別連絡は行わない。)

## 12 よくある質問

### 【受験願書の入手方法について】

- (1) 受験願書はどこで入手できるのか。  
→ 福島県保健福祉部薬務課のホームページよりダウンロードして印刷するか、福島県内の保健所に直接取りに来てください。なお、福島県保健福祉部薬務課では配布していません。  
※薬務課ホームページ：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045f/yakumukatoppu.html>  
※保健所窓口受付時間：午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで(土日祝日を除く)
- (2) 受験願書を郵送してもらうことは可能か。  
→ 郵送は行っておりません。  
福島県保健福祉部薬務課のホームページよりダウンロードして印刷するか、福島県内の保健所に直接取りに来てください。
- (3) インターネット環境がなく、受験願書をダウンロードすることができない。  
→ 福島県内の保健所に直接取りに来てください。
- (4) プリンターを持っておらず、受験願書を印刷できない。  
→ スマートフォン、メモリーカード、USBメモリ等でコンビニから印刷することができます。また、福島県内の保健所で直接受け取ることも可能です。

### 【受験願書の書き方について】

- (1) 受験願書は手書きでなければならないのか。  
→ 手書きでなくても構いません。
- (2) 住民票の住所と現住所が異なっているが、どちらを記載すれば良いか。  
→ 受験票や合格証を確実に受け取ることができる住所を記載してください。
- (3) 押印は必要か。  
→ 手書きでない場合も含め、押印は不要です。
- (4) 受験願書の記載を誤ってしまった。修正液を使っても良いか。  
→ 修正液や修正テープは使わずに、二重線で訂正してください。なお、訂正印は不要です。
- (5) 昨年度の受験願書を使用しても良いか。  
→ 今年度の受験願書を使用してください。過去の受験願書で申請した場合は受理しません。

### 【福島県収入証紙について】

- (1) 福島県収入証紙はどこで購入できるのか。  
→ 福島県内各所の福島県収入証紙売りさばき所にて購入できます。また、郵送でも購入することができます。郵送での購入の場合、購入に日数を要しますので、早めに購入申し込みをしてください。  
詳細は福島県出納総務課のホームページを御確認ください。  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabaki.jyo.html>

### 【受験願書の提出について】

- (1) 受験願書はどのように提出すれば良いか。  
→ 令和6年5月14日(火)～6月11日(火)までにお住まいを管轄する保健所へ持参してください。持参できない場合は、簡易書留又はレターパックプラスで郵送してください。県外在住の方は、福島県保健福祉部薬務課宛てに簡易書留又はレターパックプラスで郵送してください。(6月11日(火)消印有効)
- (2) 福島県保健福祉部薬務課へ持参による提出は可能か。  
→ 持参による提出はできません。簡易書留又はレターパックプラスで郵送してください。
- (3) レターパックで送っても良いか。  
→ レターパックライトではなく、レターパックプラス又は簡易書留で郵送してください。レターパックプラス又は簡易書留以外で郵送した場合には、受験は保証されません。
- (4) 速達で送っても良いか。  
→ 簡易書留であれば、速達でも構いません。
- (5) 会社でまとめて受験願書を送りたいが、1枚の封筒に複数枚受験願書を入れて郵送しても良いか。  
→ 可能ですが、不備があった受験願書は返却します。提出前に不備がないかを全員分確認し、提出期限に余裕を持って郵送してください。また、不備があったとき等に連絡が取れるよう、担当者の氏名、住所、電話番号を記載したものを同封してください。
- (6) 受験願書を提出したが、不備があり受理してもらえなかった。受付締切日までに間に合わないかもしれない。どうすれば良いか。  
→ 6月11日(火)午後5時までに間に合わなかった受験願書は受理しません。出願前に不備がないかを必ず確認し、受付締切日までに間に合うように、余裕を持って提出してください。(郵送の場合は6月11日(火)消印有効)
- (7) 受験願書を郵送したが、届いたか教えてほしい。  
→ 個別に対応はしておりません。簡易書留又はレターパックプラスの控えて郵便局のホームページから配達状況を確認してください。
- (8) 現在、受験願書は何件受理されているのか。  
→ 受験願書の受理状況については、一切お答えできません。
- (9) 提出した受験願書が受理されたかどうか教えてほしい。  
→ 個別には対応しておりません。なお、受理できなかった場合、受験願書はそのまま返却します。
- (10) 受験願書提出後に引っ越し場合はどうすれば良いか。  
→ 受験票及び合格証は、混乱を避けるため受験願書に記載された住所に郵送します。郵便物を確実に受け取れるように郵便局へ転居届を提出する等の手続きをしてください。
- (11) 受験願書提出後に氏名が変わる場合はどうすれば良いか。  
→ 受験票及び合格証は混乱を避けるため、受験願書に記載された内容で発行しますので、そのまま受験してください。
- (12) 災害等により試験が中止になった場合、受験手数料は返金されるのか。  
→ 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返金しません。

### 【受験票について】

- (1) 受験票はいつ届くのか。  
→ 令和6年8月28日（水）までに到着するように、受験願書に記載した住所宛てに受験票を郵送します。8月28日（水）を過ぎても受験票が届かない場合は、福島県保健福祉部薬務課にお問い合わせください。
- (2) 受験票が送付されたら連絡をもらえるか。  
→ 個別に連絡は一切しません。
- (3) 受験票を受験願書に記載した住所とは別の場所（会社等）に送ってもらえるか。  
→ 送付できません。

### 【受験について】

- (1) 県外から受験することは可能か。  
→ 可能です。
- (2) 福島県外からの受験者数は制限されるのか。  
→ 災害等緊急的な事象が生じない限り制限する予定はありません。
- (3) 視覚、聴覚等に障がいがあるが、受験することは可能か。  
→ 受験願書の提出前に、福島県保健福祉部薬務課に御相談ください。受験の際にその障がいの状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。  
なお、受験願書には、医師の診断書や身体障害者手帳の写し等を添付してください。

### 【試験の実施について】

- (1) 試験会場はいつ決定するのか。また、会場は選べないのか。  
→ 試験会場は受験票にて案内します。また、会場の選択については、個々の御要望にはお答えできません。
- (2) 試験の延期又は中止はいつわかるのか。延期等の連絡は来るのか。  
→ 天候異常や地震等の災害により試験の延期又は中止となる可能性があります。その場合は、決定次第、福島県保健福祉部薬務課のホームページ上に掲載しお知らせします。なお、受験者へ個別の連絡はしません。

### 【その他】

- (1) 福島県毒物劇物取扱者試験は今年度何回実施されるのか。また、来年度の実施時期はいつか。  
→ 1回です。来年度は未定です。
- (2) 試験結果は電話で教えてもらえるか。  
→ 電話での可否の問い合わせには回答できません。また、試験結果の開示請求にもお答えできません。